

---

# 独立財政機関を巡る 諸外国の動向と日本の課題

田 中 秀 明

明治大学公共政策大学院教授

## 1. はじめに

去る6月、安倍政権は、2020年度までに国・地方の基礎的収支の均衡を達成するための財政健全化計画<sup>1</sup>を発表した。これは、昨年11月、安倍総理が、消費税率の8%から10%への引上げを見送った代わりに、今夏までに財政健全化の道筋を盛り込んだ計画をつくると約束していたものである。計画は、極めて楽観的な成長率（経済再生ケースで名目成長率3%、実質成長率2%）<sup>2</sup>を前提としており、仮にそれが実現できたとしても、2020年までに国・地方の基礎的収支を均衡させるという財政再建目標は達成できない見通しである<sup>3</sup>。また、各分野での歳出効率化策が盛り込まれているものの、「今後検討する」といったものが多く、財政再建目標を達成するための具体策に乏しい。

わが国においては、これまで幾度となく財政再建が試みられてきたが、ほとんどが失敗している。最近では、1997年の財政構造改革法、2006年の歳出歳入一体改革である。いずれも、景気後退の影響を受けて財政再建は頓挫した。今回の財政再建計画も、過去の失敗を十分学んだものとはなっていない。将来の景気変動リスクを考慮しておらず、目標達成のコミットメントも乏しいからである。こうした失敗の根本的な原因は予算制度にある。

財政再建は日本に限らず他の先進諸国でも成功しているわけではない。リーマンショック以降多くの国で財政が悪化し、欧州諸国は条約により財政ルールを定めていたにもかかわらず

---

<sup>1</sup> 正確には、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（2015年6月30日閣議決定）に書かれている「経済・財政再生計画」である。

<sup>2</sup> 日本の潜在成長率は、内閣府の推計では、1981～1990年4.4%、1991～2000年1.6%、2001～2010年0.8%となっている（内閣府2014）。日本経済研究センターの推計では0.6%（2011～2015年）、三菱総研の推計では0.5%となっており（内閣府2014）、現在の日本の潜在成長率は相当低い。

<sup>3</sup> 内閣府の直近の推計では、2020年の国・地方の基礎的収支は、経済再生ケースで1.0%の赤字、ベースラインケースで2.2%の赤字である（内閣府2015）。

ならず、ギリシャ危機<sup>4</sup>を招いてしまった。そうした中で、諸外国は財政再建を進めるため予算制度を改革しており、具体的には、中期財政フレームや独立財政機関などを導入している。もちろん、財政ルールなど新しい制度を導入したからといって、財政規律が保たれるわけではない。問題はその内容であり、予算制度の巧拙が財政パフォーマンスに影響を与えるからである。

本稿では、諸外国における経験を参照しつつ、日本において財政再建に成功するために必要な予算制度改革を検討する。諸外国の財政再建の成功と失敗を分析すると、必要な改革のメニューはほぼわかっており、本稿では、特に独立財政機関に焦点を当てる。次の第2章では、日本の予算制度の問題点を整理し、第3章では、独立財政機関を含めた諸外国の予算制度改革をレビューする。第4章では、日本における改革の処方箋をまとめ、終章で結論を述べる。

## 2. 日本の予算制度の問題

日本の予算制度は様々な問題を抱えているが、ここではマクロの財政規律の観点から重要な問題のみを整理する<sup>5</sup>。

第1に、景気変動に対応して安定的に財政を運営する仕組みが欠如している。財政法は景気変動を想定しておらず、法律上のルールは、どんなに不況になっても収支均衡である。現実には、建設公債だけではなく、財政法が禁止する経常経費についても借金、すなわち特例公債（赤字国債）で賄っている。毎年、特例公債法を制定し、財政法の効力を停止してきたが、これは民主党政権において政治の駆け引きの材料となった。結局、2015年度まで特例公債の発行を認める法律が成立したが、財政法そのものを見直さずに、安易な措置に走ったといえる。1997年に制定した財政構造改革法も当初は景気条項がなかった。

景気に関連しては、毎年の予算編成で定める政府の経済見通しに問題がある。筆者の計算によると、1970～2012年度の間、実質経済成長率の予測誤差は平均でマイナス0.89%ポイント、平均絶対誤差は1.71%ポイントであった<sup>6</sup>。つまり、政府見通しにおける実質経済成長率は常に1%ポイント弱楽観的なのである。予算に使う成長率が楽観的であると、税収は当初見込みどおりには増えない一方で、歳出は減らせないことから、結局、財政赤字が増える<sup>7</sup>。将来の予測にはでリスクがあるので、それを割り引いて見通しを作成するべきである。

第2に、支出コントロールが弱い。毎年の予算編成の基本となるのが、概算要求基準

<sup>4</sup> 詳細は、田中素香（2010）などを参照。

<sup>5</sup> 問題の詳細な分析は、田中（2011）を参照されたい。

<sup>6</sup> 平均誤差（ME）＝（実績値－予測値）、平均絶対誤差（MAE）＝|実績値－予測値|である。

<sup>7</sup> Jonung and Larch（2006）は、予測誤差の問題を分析している。

(シーリング)である。各省が予算要求できる上限を示すものだが、シーリングは一般会計の当初予算のみを対象としている。しかも例外も多い。たとえ一般会計の歳出を抑制しても、補正予算や特別会計で歳出を増やせる抜け穴がある。予算折衝において「当初予算は我慢してくれ。補正で対応する」というのが財政当局の常套句である。シーリングは現実には、財政規律を低下させている。

この問題は、内閣府や財務省が作成する中期財政計画などにも関係する。これらは単なる見通しで、将来の支出を拘束していない。中期財政計画が目指す財政再建とは将来の予算を拘束することと同義といえるが、計画の資料にはわざわざ将来を拘束しない旨の注があり、論理矛盾である。

第3に、意思決定システムが断片化している。予算編成を巡って政府の内外に「拒否権」をもつプレーヤーが存在し、首相や財務大臣もこれを制御できない<sup>8</sup>。特に、政策分野ごとに存在する与党の「部会」である。部会を否定するわけではないが、与党の意見を十分に聞き調整した上で、内閣が最終的に決めるべきである。議院内閣制では、政府の政策に責任を負うのは内閣である。政府の政策に問題があれば、国会で議論すべきである<sup>9</sup>。

そして、予算の透明性が低い(表1)。「埋蔵金」がその典型例である。埋蔵金は、地中

表1 透明性の国際比較

	USA	UK	NZ	AUS	CAN	GER	FRA	ITA	SWE	NET	JPN
1-1 経済予測・前提についての分析	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○	△
1-2 中期財政フレーム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
1-3 財政ルール	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
1-4 財政状況を示す包括的な指標	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
1-5 予測と結果の比較検証	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	×
1-6 財政上のリスクの分析	○	○	○	○	△	×	○	×	○	○	×
1-7 成長率に関する感応度分析	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	△
1-8 財務諸表(発生主義)	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	△
2-1 業績評価情報	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	△
2-2 偶発債務	○	△	△	○	○	○	○	×	○	○	△
2-3 租税支出	○	△	na	○	○	△	○	×	○	○	○
2-4 擬似財政活動	○	△	na	×	×	△	×	×	○	△	○
2-5 新規施策の明確化・影響分析	○	○	○	○	△	×	○	○	△	○	×
3-1 成長率等の前提を独立機関が検証	○	○	△	○	○	△	△	△	○	○	×
3-2 財務諸表を独立機関が監査	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	×
4-1 予算前報告	△	○	○	×	×	×	×	×	○	×	×
4-2 年次報告	○	×	○	○	○	×	○	○	△	○	×
4-3 決算報告(6ヶ月以内に提出)	○	△	○	○	○	△	○	○	△	○	○
4-4 選挙前報告	×	×	○	○	×	×	×	×	×	○	×
4-5 長期財政報告	○	○	○	○	×	○	○	○	○	△	×
合計点数(20点満点)	17.5	16	17.5	18	15	9	16	10.5	18	17	7

※田中(2011)の表5.8を最新の情報を踏まえて訂正、○:1点、△:0.5点、×:0点で加算。

<sup>8</sup> もちろん、小泉純一郎など「強い首相」も存在するが、それは例外である。

<sup>9</sup> エージェンシー理論を当てはめれば、国会が「主人」であり、政府は「代理人」である。政府は国会に対して“accountable”でなければならない。

にため込んだ隠し金のような印象を与えるが、一般に特別会計の積立金を指す。積立金の取崩しは、会計上、国債の増発に等しく財政は悪化する。しかし、財務省が12月末に発表する新年度予算案を説明する資料は一般会計のみが対象なので、埋蔵金の取崩しで、国の財政が健全化すると説明している。また、補正予算について、筆者がその中身を1970年度まで遡って分析したところ、補正でなければならない事由が乏しい予算が平均して全体の3割にも達した<sup>10</sup>。もし、これらの予算を当初予算に計上した場合、一般会計当初予算の財政赤字（新規国債発行額）は1割超増える。つまり、一般会計当初予算の赤字はほとんど信用できないのだ。

多くの国で財政赤字を抑制するために財政ルールなどが導入されてきたが、単に導入してもルールは破られる運命にある。財政再建に成功した国は、ルールを守る（コミットメント）ための仕組みを導入しているが、日本ではそれが欠如している。

### 3. 独立財政機関の興隆

1990年代後半、多くのOECD諸国は、財政ルールの導入をはじめとする予算制度改革を行い、財政再建に成功したが、2000年以降、再び財政が悪化している<sup>11</sup>。ここでは、特に欧州連合諸国の経験を振り返る。欧州連合諸国は、マーストリヒト条約（1993年発効）の財政基準（一般政府財政収支の上限3%、債務残高の上限60%）などの経済収斂基準を守ることが義務づけられた。基準を守らないと、ユーロに参加できないことから、1990年代後半、各国は、増税や歳出削減、そして予算制度改革を行い、財政を健全化させた。しかし、ユーロの誕生とともに、各国の赤字は拡大し、独仏伊などの大国を含め多くの加盟国で赤字が3%を超えて、「過剰財政赤字」すなわち条約違反となってしまった<sup>12</sup>。過剰財政赤字に対しては罰則規定があったが、それは機能しなかった。なぜ、財政赤字が拡大したのか。ユーロに参加する前は、基準を守らなければ参加できなかったのも、各国政府はなんとかしてでもそれを守るべく努力したが、参加後は、いわばそうした「やる気」がなくなってしまったのである。政治的なコミットメントが低下したといえる。ルールを導入したからといって、財政規律を維持できないのである。

欧州連合諸国は、2008年のリーマンショックの影響を受け、さらにギリシャ危機に直面した。「安定・成長協定」が規定する財政ガバナンスは、好景気でも3%の赤字を許容でき

<sup>10</sup> 田中（2011）を参照。

<sup>11</sup> OECD平均の一般政府財政収支は、1995年の -5.0%、2000年 -0.1%、2010年 -7.9%である（OECD Economic Outlook, No.97, June 2015）。

<sup>12</sup> 2000年代前半では、2002年ポルトガル、2003年ドイツ、フランス、2004年ギリシャ、ハンガリー、チェコ等、2005年イタリア、2006年イギリス、それぞれ過剰財政赤字として認定された。過剰財政赤字については、栗原（2005）を参照。

ること、各国の経済財政事情を考慮しないことなど、合理性に欠けていた。こうした苦い経験を踏まえて、欧州連合は規律が弱い枠組みを抜本的に見直して、財政ガバナンスを強化している<sup>13</sup>。改革には、構造収支の上限の法定化、過剰赤字手続きの厳格化などのほか、各国の予算編成手続きの見直しが含まれている。予算編成手続きとしては、より拘束的な中期財政フレーム、トップダウンの予算編成、財政予測やリスクに関する包括的な報告書の適時かつ複数回の作成、予算編成の前提の作成やルール順守を評価する独立財政機関の設置が挙げられる。一連の改革は、国内の政治的な意思決定プロセスである予算編成を縛ることを意図している。

欧州連合諸国にとどまらず、2000年以降、多くのOECD諸国で財政赤字が悪化する中で、独立財政機関の導入が相次いでいる。OECDの定義では、独立財政機関とは、「選挙で選ばれるものではない専門家で構成される公的な主体であり、財政パフォーマンスについて非党派的な視点から監視を行うこと、財政政策について積極的あるいは規範的な助言や指針を提供することを任務とする」(Hagemann 2010)である。

独立財政機関は従来から存在しており、代表例は、ベルギーの財政委員会(1936年設立)、オランダの経済分析局(1945年)、オーストリアの債務委員会(1970年)、アメリカの議会予算局(1974年)などである。2000年以降に設立されたものとしては、韓国の議会予算局(2003年)、カナダの議会予算局(2006年)、スウェーデンの財政政策委員会(2007年)、イギリスの財政責任局(2010年)、アイルランドの財政諮問委員会(2011年)、ポルトガルの財政委員会(2011年)、オーストラリアの議会予算局(2012年)、アイルランドの財政審議会(2012年)、イタリアの議会予算局(2013年)、スペインの財政責任局(2013年)、フィンランドの会計検査院財政政策監査室(2013年)、フランスの財政委員会(2013年)などであり、OECD(2015)によれば、2014年において、独立財政機関は20に達している。

各国の独立財政機関は、組織形態(議会組織、独任制組織、審議会等)、機能(経済・財政予測、ルール順守のチェック、費用見積り、提言・勧告等)、人員や予算規模などにおいて様々である<sup>14</sup>。異なる機能をもつ各機関を評価することは容易ではないが、最近、OECDは、こうした独立財政機関のパフォーマンスを評価する共通の枠組みを提案している(OECD 2015b)<sup>15</sup>。各国の機関の分析は特集号の他稿等に譲るとして、ここでは、カナ

<sup>13</sup> 具体的には、「Six Pack」(理事会規則・指令、2011年12月)、「財政協定」(条約、2013年1月)、「Two Pack」(理事会規則、2013年5月)である。詳細については、田中友義(2013)を参照。

<sup>14</sup> 各国の独立財政機関の詳細については、OECD(2015a)を参照。

<sup>15</sup> 独立財政機関を評価する枠組みとして、①文脈：政治的・制度的な環境、法的に設定された権限、②インプット：資源(財務・人材)、③アウトプット：生産物(コスト分析、経済財政予測、持続可能性、助言等)、④アウトカム：ステークホルダーが認知する信頼、を挙げている。

ダ・スウェーデン・イギリスの3機関について、現状とパフォーマンスを概観する<sup>16</sup>。

カナダの議会予算局は、2006年の総選挙で保守党がその導入を約束したものであるが、従来から政府の経済・財政予測の信頼性が問題になっていたことが背景にある。Federal Accountability Act 2006に基づき設置され、2008年より業務を開始している。その長（Parliamentary Budget Officer : PBO）は国会図書館の職員で、更新可能な5年の任期であり、首相の助言により総督が任命する。主な任務は、①政府の経済財政見通しや予測についての独立的な分析を議会に提供する（毎年春と秋に、政府見通しの前に5年間の予測を発表、75年間の長期推計も作成）、②委員会や議員の要請を受けて、様々な提案に要する財政的コストを推計する、である。

発足後のPBOは試練に直面した。PBOは国会図書館に属するため、法的な基盤、予算、任務等についていくつかの問題が発生しており、例えば、PBOは誰にレポートを提出するのか、その任務は国会図書館員と議長のどちらが決めるのが議論になった。2009年度予算で280万カナダドルが約束されていたが、予算編成過程において、190万カナダドルに削減するように求められた。しかし、関係機関が抗議したため、なんとか予定の予算が確保された。2012年、野党党首が政府の予算見積りの妥当性を分析するようにPBOに要請したが、複数の省庁はデータの提出を拒否した。PBOは連邦裁判所に提訴し、当該要請は授權の範囲内と裁定された。このように、当初の混乱はあったものの、現在では、PBOは国内外から評価を受け信頼を得ている。また、政府の財政予測は、PBO導入以降、より正確に、非悲観的になっていると分析されている。

スウェーデンの財政政策委員会（FPC）は、2002年に政府の審議会が設立を提言し、2006年の選挙で誕生した自由・保守連立政権の財務大臣が委員会の導入を図った。当時の野党が反対したため与野党間で調整が行われ、諮問機関として設立することで合意された。財政政策委員会令（Ordinance）により2007年に政府機関として設置され（財務大臣が監督）、6人のメンバー（学者と実務経験者）で構成される。主な業務は、①事後の評価を重視するものの、事前評価も実施、②政府の財政政策がその目的に合致しているかを評価（長期的な持続可能性、財政黒字の目標、支出シーリング、経済安定化）、③健全で持続的な成長と持続的な高雇用が達成されているかを評価、④政府の予算案の透明性と様々な政策手段の必要性をモニター、⑤財政政策の厚生配分への影響を分析、⑥経済政策についてのより活発な議論に貢献（年次報告書など）、である。

年次報告書は、財政黒字目標（景気循環を通じてGDP比1%の黒字を維持）の妥当性や支出シーリングの抜け穴（租税特別措置など）、財政の持続可能性の推計方法などを検証し

<sup>16</sup> 以下の記述は、OECD(2015a)、IMF(2013)に基づいている。

ている。IMF(2013:42)は、「財政政策委員会は、財政政策に影響を与えている。それは、政策議論に影響を与え、景気循環を考慮した財政政策立案に貢献している。委員会の勧告は、時には消極的に受け入れられる場合や時間が経過してから受け入れられる場合もあるが、様々な場合において政府に取り入れられるようになっている」と評価している。

イギリスの財政責任局（OBR）は、2008年野党だった保守党がその経済政策に取り入れたものであり、2010年の選挙で誕生した保守・自民連立政権が暫定機関として設置した。その後、下院の財務委員会が機能等について勧告した<sup>17</sup>。3人の委員で構成されるBudget Responsibility Committeeとそれを支える小さな事務局で構成される。主な業務は、①年2回公式の5年間の経済財政予測を作成、②財政目標の達成に向けた政府の進捗状況を評価、③過去の予測の正確性を評価、④財政の長期的な持続可能性を分析（40～50年間）、⑤政府の政策の費用見積りの精査、などである。

2014年に、外部有識者で構成される委員会（カナダのPBOを含む）による第三者評価が実施され、「OBRは当初の目的をほぼ達成している、経済財政予測に内在するバイアスの認識を引き下げることに成功し、レポートの透明性を向上させている」（Page 2014:75）と指摘されている。

以上の限られた情報と分析ではあるが、全体をまとめる。多くのOECD諸国で独立財政機関が設立されているが、その組織・位置付け・機能等は当該国の政治経済状況を反映して多種多様である。なかでも、予算編成について政府が強い権限を有しているウェストミンスター諸国で独立財政機関の導入が進められていることは興味深い。これは政府への権限集中を是正するものと解釈できる。機関の成功のカギは独立性と非党派性である<sup>18</sup>。その任務、トップや委員の任命手続き、権限、予算等を法律で明確にすることが望ましいが、オランダの経済分析局のように、法的な裏付けがそれほど明確ではない例もある。米・韓・蘭を除けば、予算や人員の規模は小さいため、分析能力や情報の入手が大きな課題となっている。独立財政機関は魔法の杖ではない。法律により設置されても、政治や政府の支持がなければ役割を果たすことはできない。多様な分析や意見は必要だが、耳障りな指摘を受け入れる土壌が必要である。独立的な分析や評価を行っていることを議会や国民に示し、信頼や名声を得ていくことが不可欠であり、そのためには時間がかかる。

<sup>17</sup> 後に根拠法となるBudget Responsibility and National Audit Act 2011およびCharter for Budget Responsibilityが制定された。

<sup>18</sup> OECD（2014）は、独立財政機関が守るべき事項として、17項目（独立性や非党派性、権限、透明性、財政基盤、政府情報へのアクセス、外部評価等）を示している。

#### 4. 改革の処方箋

スウェーデン等、90年代に財政再建に成功した国の経験を踏まえると、必要な予算制度改革のメニューはほぼわかっている。残念ながら、日本は、予算制度改革において遅れをとっている。独立財政機関の導入も急がれるが、それだけでは十分ではない<sup>19</sup>。ここでは、特にコミットメントを維持するための予算制度として、次の3つの改革を提案する<sup>20</sup>。

第1に、拘束力のある中期財政計画と支出ルールであり、これに基づき毎年の予算を編成する。複数年にわたり支出にシーリングを設け、新たな支出には、財源の手当てを義務づけるルールを課す。日本の中期財政計画は、予算編成が終わった1月に提出されるが、これでは意味がない。12月末の政府案決定の際に、計画を発表するのが世界標準である。また、会計間の操作を防ぐため、一般会計と特別会計の連結ベースと、地方や社会保障基金を含む一般政府ベースで計画を作成し、慎重な経済成長率見通しとする。

具体的な手順は次のようになる。夏に現行制度と最新の成長率予測などを踏まえ、歳出・歳入・収支などの将来見通しを作成する。これを「ベースライン」と呼ぶ。従来は概算要求時に歳入見通しが示されておらず予算制約が不明だった。このベースラインと財政再建目標を比較し、歳出削減や増税などを検討する。その結果を概算要求、すなわち翌年度予算の編成方針に織り込む。12月の政府予算案決定時には、新規施策などを織り込み、ベースラインを改定する。政府の財政運営が目標に向かっているかを半年毎に検証し、そうでないならば、政府はその理由と是正する方法を説明する。これこそがコミットメントを高めるカギだ。

第2に、国会に独立財政機関を設置する。日本の場合、イギリスのように政府内に独立財政機関を設置しても、イギリスとは異なり公務員が政治的に行動するため、政府内の機関（審議会を含め）は独立性を担保できないと考えられる<sup>21</sup>。したがって、国会内に設置すべきである。その期待される役割は、政府の財政政策や財政ルール・目標の検証である。

第3に、前述した施策を含め財政運営の枠組みを規定する日本版財政責任法の制定である。ニュージーランドは1994年に財政責任法を初めて導入した。同法では、政府は法律に定める健全な財政運営の5原則に基づき、景気循環も考慮し、貸借対照表の純資産などの目標を設定する。景気対策により目標から一時的に乖離することは許されるが、その場合、目標に戻る期限と手段を事前に示さなければならない。同法は、選挙前に最新の経済財政見通しを作成することも義務づける。政党のマニフェストが経済財政にどう影響を与える

<sup>19</sup> Debrun(2011)は、独立財政機関といえども、選挙で選出された議員の前では弱いことから、その力を発揮するためには、拘束力のある債務上限法と複数年を対象とする中期財政フレームが必要であると述べる。

<sup>20</sup> 以下の提案は田中（2013）に基づく。

<sup>21</sup> 日本の公務員制度の政治性等の問題については、田中（2009）を参照。



か検証するためだ。

法律の柱は、①財政運営の基本原則とそれに基づく財政目標の導入、②慎重な経済成長率や金利などの前提、③中期財政フレームによる将来の歳出の拘束と予算執行の弾力性付与、④目標の達成状況の半年毎の検証と、目標から乖離した場合の是正措置、⑤政府の財政政策を検証する独立財政機関を国会に設置、などである

今の財政法には目的規定さえない。財政ルールは機能しておらず、財政再建を目指すならば、同法を抜本的に改編し、財政責任法とすべきである。

## 5. おわりに

財政再建には痛みが伴うため、政治的な強い意志とそれを支える法的な枠組みがなければ成功しない。バラ色の経済見通しは楽観論を醸成し、必要な改革を先送りする。自民党は野党時代に、民主党政権を「バラマキ」と批判し、財政健全化責任法を提案した。政権を取った今こそ、その制定を急ぐべきである。幸いにして、自民・公明・民主など超党派のグループが国会に長期推計機関の設置を提言しており、独立財政機関の設置に向けた動きが始まっている<sup>22</sup>。

財政再建そのものが最終目標ではなく、最大の課題は少子高齢化を乗り越えることである。財政の持続可能性と世代間の負担の公平性を確保するためには、予算制度改革が不可欠である。それに本気で取り組まない限り、国民の信頼を取り戻すことはできず、失敗を繰り返すだけだろう。

### 【参考文献】

- 栗原毅 (2005) 『ユーロ時代のフランス経済—経済通貨統合下の経済政策の枠組みと運営』清文社。
- 田中友義 (2013) 「EUの経済ガバナンスの再構築と欧州統合の行方」『駿河台経済論集』22(2), pp.1-26.
- 田中秀明 (2009) 「専門性か応答性か：公務員制度改革の座標軸 (上)(下)」『季刊行政管理研究』(上) : No.126(pp.1-34), (下) : No.127(pp.1-15).
- (2011) 『財政規律と予算制度改革』日本評論社。
- (2013) 「財政再建の課題：予算の仕組み、抜本改革を」『日本経済新聞・経済教室』5月27日。
- 田中素香 (2010) 『ユーロ危機の中の統一通貨』岩波新書。
- 内閣府 (2014) 「潜在成長率について」経済財政諮問会議提出資料 (2月14日)。

<sup>22</sup> 具体的には、超党派の議員による「国会に独立将来推計機関の設置を一政策形成の基盤となる経済財政等に関する将来推計のあり方に関する共同宣言」である。

- 内閣府 (2015) 「中長期の経済財政に関する試算」経済財政諮問会議提出資料 (7月22日).
- Debrun, Xavier(2011) “Democratic Accountability, Deficit Bias, and Independent Fiscal Agencies,” IMF Working Paper, WP/11/173.
- Hagemann, Robert(2010) “Improving Fiscal Performance through Fiscal Councils,” OECD Economics Department Working Papers, No.829.
- IMF(2013) Case Studies of Fiscal Councils - Functions and Impact.
- Jonung, Lars and Martin Larch (2006) “Improving Fiscal Policy in the EU: The Case for Independent Forecasts,” *Economic Policy*, 21(47), pp.491-534.
- OECD(2014) Recommendation of the Council on Principles for Independent Fiscal Institutions, Public Governance and Territorial Development Directorate, OECD Senior Budget Officials.
- OECD(2015a) Principles for Independent Fiscal Institutions and Country Notes, 7th Annual Meeting of OECD Parliamentary Budget Officials and Independent Fiscal Institutions, Austrian Parliament, Vienna 16-17 April 2015.
- OECD(2015b) Evaluating the Performance of Independent Fiscal Institutions: Towards a Common Evaluation Framework for Independent Parliamentary Budget Offices and Fiscal Councils, same as OECD(2015a).
- Page, Kevin (2014) External Review of the Office for Budget Responsibility, Presented to Parliament pursuant to Schedule 1 Section 16 of the Budget Responsibility and National Audit Act 2011.